



葛 城 市

令和4年5月30日

報道機関各位

葛城市企画部人事課

職員の懲戒処分について

標記の件につきまして、令和4年5月30日付で下記のとおり職員の懲戒処分の発令を行いました。

職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、今後も、今まで以上に不祥事の再発防止、職員の綱紀粛正に努めてまいります。

また、管理監督責任として、市長の給料を減額（10分の1、1か月）するための条例案を令和4年6月議会定例会に提案する予定です。

記

所属・職	年齢	処分 発令日	処分 内容	処分理由	適用法令
企画部課長級 (当時、市民 生活部課長 級)	56 歳	令和4年5 月30日	停職 2か月	令和2年度の工事及び修繕の事務執行において職務の懈怠があったこと及び上司に対する虚偽報告を行ったことによる処分	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
総務部課長級 (当時、市民 生活部課長補 佐級)	50 歳	令和4年5 月30日	減給 10分の1 1か月	令和2年度の工事及び修繕の事務執行において職務の懈怠があったことによる処分	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

[お問い合わせ先]

〒639-2195

奈良県葛城市柿本166番地

葛城市役所 企画部人事課 植田、南

電話:0745-44-5015

FAX:0745-69-7452

e-mail: hisho@city.katsuragi.lg.jp